

(別記様式第1号)

(様式3)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	曾於市

曾於市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：曾於市農政課

所在地：曾於市末吉町二之方1980番地

電話番号：0986-76-8808（直通）

FAX番号：0986-76-7285

メールアドレス：nosei@city.soo.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, タヌキ, ウサギ, シカ, アナグマ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, サル
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	市内全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	11,275千円 11.1ha
	雑穀 (そば)	81千円 0.83ha
	飼料作物 (とうもろこし等)	178千円 0.56ha
	野菜 (メロン等)	576千円 0.1ha
	いも類 (サツマイモ)	1,603千円 1.64ha
	計	13,172千円 14.2ha
タヌキ	飼料作物 (とうもろこし)	239千円 0.2ha
ウサギ	水稲	408千円 0.4ha
シカ	飼料作物 (イタリアン)	188千円 0.8ha
アナグマ	飼料作物 (イタリアン)	146千円 0.6ha
カラス	野菜 (いちご)	1,213千円 0.05ha
スズメ	水稲	153千円 0.2ha
ヒヨドリ	野菜 (キャベツ)	114千円 0.04ha
合計		16,173千円 16.41ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 イノシシによる被害は市内全域に及んでおり、飼料用とうもろこしは8月から11月、さつまいもは6月から10月、メロンは11月から1月の収穫期にかけて食害が多い。水稲は、10月の収穫期に多い。被害面積・被害額ともに増加傾向にある。</p> <p>【タヌキ】</p>

タヌキによる被害は市内全域に及んでおり、特にとうもろこし（飼料用）は6月から10月にかけて発生している。また、家畜農家の配合飼料の被害もある。被害額は、増加傾向にある。

【ウサギ】

ウサギによる被害は水稲で6月の苗の定植後にかけて市内全域で、また報告にはあがっていないが、果樹の苗木等の被害も発生している。被害傾向としては、横ばいで推移している。

【シカ】

シカによる被害は、飼料作物（イタリアン）で、1月から5月にかけて発生している。被害は、被害面積・被害額ともに増加傾向にある。

【アナグマ】

アナグマによる被害は、飼料作物（イタリアン）で、1月から5月にかけて被害が発生している。被害の傾向としては、被害面積・被害額ともに増加傾向にある。

【カラス】

カラスによる被害は年間を通して市内全域に及んでおり、すいか、さつまいもでの発生のほか、近年ではイチゴの被害が大きい。また、マルチビニールの破損もある。被害は増加傾向にある。

【スズメ】

スズメによる被害は、9月から11月の収穫時にかけて市内全域で水稲に発生している。被害の傾向としては、横ばいで推移している。

【ヒヨドリ】

ヒヨドリによる被害は、市内全域に及んでおり特に11月から3月にかけてハクサイ、キャベツ等の定植期に発生している。被害傾向としては、飛来状況により大きく変わる。

【サル】

サルについては、令和4年の秋にサルの群れが市内南部の大隅町を数ヶ月間徘徊し、農業用作物の被害はなかったが、自家菜園の被害が確認された。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	13,172千円	14.2ha	9,220千円	9.9ha
タヌキ	239千円	0.2ha	167千円	0.1ha
ウサギ	408千円	0.4ha	285千円	0.2ha
シカ	188千円	0.8ha	131千円	0.5ha
アナグマ	146千円	0.6ha	102千円	0.4ha
カラス	1,213千円	0.05ha	849千円	0.03ha

スズメ	153 千円	0.2ha	107 千円	0.1ha
ヒヨドリ	114 千円	0.04ha	79 千円	0.02ha
合計	16,173 千円	16.41ha	10,940 千円	11.3ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>※1 農家等からの被害報告に基づき、有害捕獲指示を行い、有害鳥獣の種類に応じて、捕獲報奨金を支払ってきた。捕獲した鳥獣は、食用または埋設で適切に処理している。</p> <p>また近年の農業被害拡大の傾向を食い止めるため、令和3年度に一部の市有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲隊」。）の隊員、令和4年度は全ての隊員に狩猟期間中も指示書を交付することで、捕獲に努めた。</p> <p>【捕獲報奨金】</p> <p>イノシシ 20,000 円/頭 シカ 15,000 円/頭 タヌキ 3,400 円/頭 アナグマ 3,400 円/頭 ウサギ 2,000 円/羽 カラス 1,000 円/羽 サル 15,000 円/頭</p> <p>※2 令和3年度から、車両の通れない荒廃した里道等を、捕獲隊員が重機を借り上げて整備することに対する、市の一般財源による補助を実施した。結果、有害鳥獣の捕獲活動が不可又は困難な地域での捕獲活動が行えるようになり、より効果的な捕獲を実現した。</p> <p>【里道等整備の実績】</p> <p>令和3年度 5箇所 L=3,900m 令和4年度 5箇所 L=4,670m</p> <p>※3 捕獲隊からの要望等に基づき、国庫事</p>	<p>左の施策により捕獲従事者の減少が食い止められているが、わな免許の人数が増えている反面、銃猟の人数が減っている。</p> <p>また捕獲従事者に農業を職業としている者が多い等の理由により、春から秋にかけての捕獲数が減少する課題がある。</p>

	<p>業等を活用し、箱わなを導入し、捕獲隊に貸与した。</p> <p>【捕獲機材の導入・貸与の実績】</p> <p>令和2年度 小動物用箱わな 33基 イノシシ用箱わな 8基</p> <p>令和3年度 イノシシ用箱わな 3基（市単独事業）</p> <p>令和4年度 イノシシ用箱わな 22基</p> <p>※4 更に、高齢化や狩猟者登録等による隊員の経済的負担等により、捕獲従事者が減少する懸念があることから、市の一般財源を活用して次の施策を実施した。</p> <p>(1) 令和3年度から、狩猟免許取得助成の対象を受験にも拡大の上、5千円から1万円とすることで、捕獲隊の担い手を確保した。</p> <p>【狩猟免許取得助成対象者実績】</p> <p>令和2年度 21人(うち国庫事業対象10人) 令和3年度 30人(うち国庫事業対象10人) 令和4年度 15人(うち国庫事業対象10人)</p> <p>(2) 令和3年度から、狩猟者登録に必要な経費を、上限1/2で補助することにより、隊員の経済的負担を軽減した。</p> <p>【狩猟者登録等補助金対象者実績】</p> <p>令和3年度 146人 令和4年度 171人</p> <p>※5 令和4年1月26日に市、大隅森林管理署及び捕獲隊の三者で「シカ被害対策協定書」を締結し、管理署が捕獲隊に「くくりわな」を貸与する等、市内財部町の国有林におけるシカ捕獲の体制強化を図った。</p>	
--	--	--

防護柵の設置等に関する取組	<p>令和4年度より国庫補助（整備事業）を活用して、イノシシ用ワイヤーメッシュ柵を整備した。</p> <p>【ワイヤーメッシュ柵導入実績】 令和4年度 財部町北俣大峯地区他3地区 （いずれもイノシシ用） L=11,500m</p> <p>この他、イノシシ等を対象に電気柵を設置する場合、費用の1/2以内を市単独事業で補助してきた。</p> <p>【電気柵導入実績】 令和2年度 55基（27,500m×2段） 令和3年度 44基（22,000m×2段） 令和4年度 28基（14,000m×2段）</p>	<p>過疎による荒廃農地等の増加に伴う有害鳥獣の個体増から、電気柵の設置による農地の自己防衛がますます重要となっている。市広報等を活用して、集落住民が取り組む鳥獣被害対策についての普及啓発を図り、広範囲な電気柵の設置を推進する必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>農作物被害が発生した農地において、担当職員が現地へ赴き、周辺に荒廃農地等があればその除去等を助言してきた。</p>	<p>生息環境管理は1戸の農家のみで改善できる問題ではなく、集落ぐるみで改善することが必要である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

上の2(4)「従来講じてきた被害防止対策」の施策を今後も継続かつ推進する他、有害鳥獣の捕獲体制の整備を図りつつ、捕獲による被害防止以外にも、寄せ付けない対策など総合的な取組をより推進することで被害防止に努める。

- ① 関係機関と更に連携し、より詳細な被害状況を把握の上、市広報等

を活用する等、地域住民に対し自主防除等被害防止対策の普及啓発を推進する。

- ② 捕獲隊の要望等に基づき、令和6年度から隊員の経済的負担となっている猟犬に対する補助を市の一般財源で実施する他、箱罠等の有害鳥獣捕獲に必要な器具や機器等の購入を継続して行う。
- ③ 一部の捕獲隊員が自発的にグループで農地パトロールの計画の立案を進めていることから、その効果を見極めた上で、これに対する新たな補助や民間の実施隊員の任命も検討する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

※曾於市有害鳥獣捕獲隊(181人)

被害農家等からの連絡を受けて、市(実施隊)で現地を確認後、関係支部長、捕獲隊長等と協議を行い、市の捕獲指示に基づき、有害鳥獣の捕獲を行う。

またイノシシ、シカ等の大型有害鳥獣の捕獲のため、必要に応じて、ライフル銃を使用した捕獲も行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ タヌキ ウサギ シカ アナグマ カラス	市有害鳥獣捕獲隊への箱わな等の貸出等により、有害鳥獣の捕獲体制の強化を図る。 また、財部町を中心に被害が出ているシカについては、同町内の国有林においても積極的に捕獲活動(イノシシも含む)を実施する。

	スズメ ヒヨドリ サル	
令和7年度	イノシシ タヌキ ウサギ シカ アナグマ カラス スズメ ヒヨドリ サル	市有害鳥獣捕獲隊への箱わな等の貸出等により、有害鳥獣の捕獲体制の強化を図る。 また、財部町を中心に被害が出ているシカについては、同町内の国有林においても積極的に捕獲活動（イノシシも含む）を実施する。
令和8年度	イノシシ タヌキ ウサギ シカ アナグマ カラス スズメ ヒヨドリ サル	市有害鳥獣捕獲隊への箱わな等の貸出等により、有害鳥獣の捕獲体制の強化を図る。 また、財部町を中心に被害が出ているシカについては、同町内の国有林においても積極的に捕獲活動（イノシシも含む）を実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【イノシシ】 生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特に水稻・いも類・野菜等で被害が大きい。そのため令和3年度に一部の市有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲隊」。）の隊員、令和4年度は全ての隊員に狩猟期間中も指示書を交付した結果、捕獲実績は大きく上がった。 今後も、過疎化による荒廃農地や空家等の増加に伴う生息数の増加により、捕獲数及び農作物の被害報告件数が増加傾向にあり、その傾向は今後も続くものと思慮される。これを踏まえ、捕獲計画数は増加を見込んで年間2,200頭と設定し、銃器及びわなを使用した捕獲により被害の減少に努める。（捕獲実績：R2 719頭、R3 945頭、R4 2,034頭）</p> <p>【タヌキ】 生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特に飼料用とうもろこし等で被害がみられる。令和3年度に一部の市有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲</p>

隊」。)の隊員、令和4年度は全ての隊員に狩猟期間中も指示書を交付した結果、捕獲実績は大きく上がった。

今後も、過疎化による荒廃農地や空家等の増加に伴う生息数の増加により、捕獲数及び農作物の被害報告件数が増加傾向にあり、その傾向は今後も続くものと思慮される。これを踏まえ、捕獲計画数は増加を見込んで年間1,400頭と設定し、銃器及びわなを使用した捕獲により被害の減少に努める。(捕獲実績：R2 489頭、R3 561頭、R4 1,214頭)

【ウサギ】

生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特に水稻において被害がみられる。これを踏まえ、捕獲計画数は増加を見込んで年間200羽と設定し、銃器及びわなを使用した捕獲により被害の減少に努める。

(捕獲実績：R2 34頭、R3 54頭、R4 129頭)

【シカ】

捕獲実績は、平成25年度に財部地区の霧島市側で初めて2頭捕獲して以降増加傾向にあり、飼料作物で被害がみられる。令和3年度より大隅森林管理署及び捕獲隊の三者で締結した「シカ被害対策協定書」に基づき、財部町にある国有林内での積極的な捕獲を開始したが、今後も増加が見込まれる。これを踏まえ、捕獲計画数は増加を見込んで年間250頭と設定し、銃器及びわなを使用した捕獲により被害の減少に努める。

(捕獲実績：R2 55頭、R3 105頭、R4 117頭)

【アナグマ】

生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特にスイカの収穫期等で被害がみられる。これを踏まえ、捕獲計画数は増加を見込んで年間600頭と設定し、銃器及びわなを使用した捕獲により被害の減少に努める。

(捕獲実績：R2 329頭、R3 304頭、R4 481頭)

【カラス】

生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、はくさい等の野菜を中心に被害がみられる。これを踏まえ、捕獲計画数は増加を見込んで年間1,200羽と設定し、銃器及びわなを使用した捕獲により被害の減少に努める。(捕獲実績：R2 626羽、R3 1,037羽、R4 1,060羽)

【スズメ】

捕獲実績はないが、生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特に水稻収穫時に被害がみられる。被害状況は例年横ばいであることから、捕獲計画数は従前通り年間250羽とし、銃器等を使用した捕獲により被害の減少に努める。

【ヒヨドリ】

捕獲実績はないが、生息地域、農作物被害ともに市内全域にみられ、特に

野菜等で被害がみられる。被害状況は年によって異なるが、捕獲計画数は従前通り年間 250 羽とし、銃器等を使用した捕獲により被害の減少に努める。（捕獲実績：R2 0羽, R3 0羽, R4 12羽）

【サル】

捕獲実績はないが、令和4年度の秋において十数頭の群れが市内の大隅町を約1ヶ月間徘徊し、農作物に被害はなかったものの、自家菜園の被害があった。今後同様の群れが市内を徘徊する頻度が増え、農作物にも被害が発生する事態を見込み、10頭に設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	2,200頭	2,200頭	2,200頭
タヌキ	1,400頭	1,400頭	1,400頭
ウサギ	200羽	200羽	200羽
シカ	250頭	250頭	250頭
アナグマ	600頭	600頭	600頭
カラス	1,200羽	1,200羽	1,200羽
スズメ	250羽	250羽	250羽
ヒヨドリ	250羽	250羽	250羽
サル	10頭	10頭	10頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ、タヌキ、ウサギ、シカ、アナグマ、カラスについては曾於市内を対象地域として、狩猟期も含めて通年銃器やわなを用いた捕獲を行っている。その他の鳥獣については、被害発生後関係機関・団体と連携を図り銃器やわなでの有害鳥獣捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、シカ等による被害が市内一円において近年増加傾向にあり、大型化、凶暴化の傾向があるため、安全性を確保した上で、ラ

ライフル銃を使用した捕獲を通年、市内一円で行う。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ、シカ等 県補助事業 (国庫事業)	・ワイヤーメッシュ柵（直営施工） 6,650m	・ワイヤーメッシュ柵（直営施工） 20,000m ・電気柵（2段） 3,500m	・ワイヤーメッシュ柵（直営施工） 10,300m ・電気柵（2段） 3,500m
イノシシ (市単独事業)	・電気柵（2段） 設置計画延長 30,000m (内訳) 500m×60基	・電気柵（2段） 設置計画延長 30,000m (内訳) 500m×60基	・電気柵（2段） 設置計画延長 30,000m (内訳) 500m×60基

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ	ワイヤーメッシュ

	<p>ユ柵については、担当職員が随時に見てまわり、必要に応じて当該管理を委託する者に対して適切な管理を指導する。</p> <p>電気柵については、市単独の補助申請者に対し、正しい設置や草払い等の適正管理方法のマニュアルを配付する。</p>	<p>ユ柵については、担当職員が随時に見てまわり、必要に応じて当該管理を委託する者に対して適切な管理を指導する。</p> <p>電気柵については、市単独の補助申請者に対し、正しい設置や草払い等の適正管理方法のマニュアルを配付する。</p>	<p>柵については、担当職員が随時に見てまわり、必要に応じて当該管理を委託する者に対して適切な管理を指導する。</p> <p>電気柵については、市単独の補助申請者に対し、正しい設置や草払い等の適正管理方法のマニュアルを配付する。</p>
シカ等	<p>ワイヤーメッシュ柵については、担当職員が随時に見てまわり、必要に応じて当該管理を委託する者に対して適切な管理を指導する。</p>	<p>ワイヤーメッシュ柵については、担当職員が随時に見てまわり、必要に応じて当該管理を委託する者に対して適切な管理を指導する。</p>	<p>ワイヤーメッシュ柵については、担当職員が随時に見てまわり、必要に応じて当該管理を委託する者に対して適切な管理を指導する。</p>

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6～8年度	イノシシ タヌキ ウサギ シカ アナグマ カラス スズメ ヒヨドリ サル	<p>農作物被害が発生した農地において、担当職員が現地に赴き、周辺に荒廃農地等があればその除去等を助言する。</p> <p>また必要に応じて自治会等を対象に、生息環境管理に関する講習会や研修会を実施する。</p>

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる

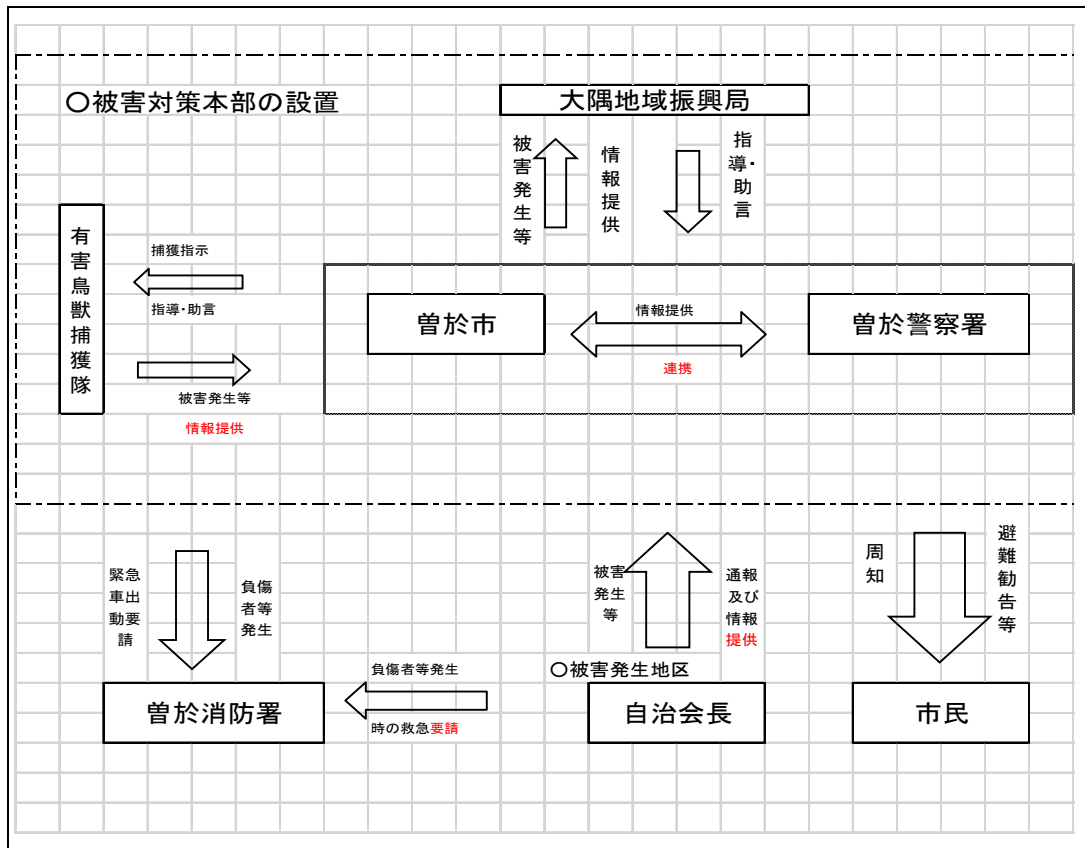
おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
曾於市役所	被害対策本部の設置 人的被害等の情報収集 市民に対する周知（避難等の勧告） 関係機関との連絡・調整 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
大隅地域振興局農林水産部	関係法令及び被害防止対策の指導
曾於警察署	市民の安全確保（避難等の勧告） 銃器使用捕獲時の指導・助言 市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の市への提供
曾於地区消防組合	負傷者等発生時の救急車の出動
曾於市有害鳥獣捕獲隊	加害鳥獣の緊急捕獲
曾於市内各猟友会	被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
たからべ森の学校	ジビエ利活用に向けた情報提供
自治会代表者	被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「曾於市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱」に基づき捕獲後、速やかに埋設処理を行うなど適正に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

<p>食品</p>	<p>市、市内各猟友会長や民間（たからべ森の学校）で構成される市ジビエ利活用推進協議会を設置し、新たな商品開発に対して、市一般財源にて補助を実施する。また先進地研修や、必要に応じて講師を招</p>
-----------	--

	いて講習会や研修会を行う。
ペットフード	市、市内各猟友会長や民間（たからべ森の学校）で構成される市ジビエ利活用推進協議会を設置し、先進地研修や、必要に応じて講師を招いて講習会や研修会を行う。
皮革	上に同じ。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	上に同じ。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

意欲ある市内の民間企業があれば、当該要望に対する課題等の洗い出し、製品の販売先確保などの整理を進めながら、捕獲した鳥獣の継続した搬入対策を検討し、整備条件が整っているか判断した上で支援する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設が整備されるまで当面は、各猟友会が猟友会員に対してイノシシの解体等の講習を実施し、解体技術向上を図る。 財源は、市の一般財源にて補助を実施する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	曾於市有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
曾於市役所	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整及び被害防止対策指導等の啓発活動を行う。
そお鹿児島農協	農家からの被害情報収集及び被害防止対策営農指導を行う。
鹿児島県農業共済組合曾於支所	農家からの被害情報収集を行う。
曾於市森林組合	山林における被害情報収集を行う。
曾於市内各猟友会	農家等への有害鳥獣関連の情報提供と捕獲の実施を行う。
曾於市有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕

	獲の実施を行う。
鹿児島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣の生息情報の提供
たからべ森の学校	ジビエ利活用に向けた情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県(大隅地域振興局農林水産部)	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止対策の指導を行う。
曾於警察署	銃器使用に関する狩猟者への指導及び狩猟事故防止に関する情報提供を行う。
大隅森林管理署	国有林に関する情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成29年6月30日(民間隊員未設置)
構成：市職員4人(うち狩猟免許保持者2人)
活動内容：捕獲, 被害調査

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関・団体が行う座談会・地区別説明会や市広報誌などにおいて、農作物残さの適正処理、荒廃農地の解消の普及・啓発を行うことで、耕作地周辺における鳥獣の出没を減らす環境整備を図る。また電気柵(侵入防止柵)の設置・管理指導を行うとともに、市広報誌等において、耕作を行わない市

民に対しても有害鳥獣被害への理解を深めるための普及・啓発を行う。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣による被害状況をよりの確に把握するよう努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 20 年 平成 21～23 年度（1 期）	_____
平成 23 年 平成 24～26 年度（2 期）	_____
平成 26 年 平成 27～29 年度（3 期）	_____
平成 29 年 平成 30～令和 2 年度（4 期）	_____
令和 2 年 令和 3～令和 5 年度（5 期）	令和 3 年 4 月 12 日
令和 5 年 令和 6～令和 8 年度（6 期）	令和 6 年 4 月 10 日